

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 12 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 16 号）

- ・萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。  
（質疑者）馳浩君（自民）、浮島智子君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 馳浩君（自民）

- （1） 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の一部を改正する法律案について
  - ア 義務標準法の立法趣旨
  - イ 同法制定時及び制定前の学級編成の標準
  - ウ 同法制定時及び現在の国私立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準
  - エ 現在に至るまでの学級編成の標準の変遷
  - オ これまでの学級編成の標準の引下げに当たり、引下げが教育効果の向上に資するとされた根拠
  - カ 基礎定数及び加配定数の定義
  - キ 加配定数の決定後に加配教員が各学校に配置されるまでの具体の流れ
  - ク 本法律案の成立に伴い加配定数が削減される懸念及び同懸念に対応するため加配の在り方等について地方公共団体、総務省、文部科学省の協議の場を設ける必要性
  - ケ 本法律案附則第 2 条第 1 項（経過措置規定）について
    - a 同条同項における「政令」の内容
    - b 同条同項における「特別の事情」に該当する事例及び同事情を解消するための方策
  - コ 本法律案附則第 3 条（検討規定）について
    - a 同条における「実証的な研究」の内容及び実施時期
    - b 同条における「実証的な研究」として全国学力・学習状況調査を活用する必要性
    - c 同条における「教員の免許に関する制度」等の在り方に関する検討内容及び実施時期
  - サ 中学校における 35 人学級の実現に対する萩生田文部科学大臣の決意
  - シ 本法律案による学級編成の標準の引下げが完了する 5 年後（令和 8 年度）に向けた課題についての萩生田文部科学大臣の認識及び取組
- （2） わいせつ教員への対応について
  - ア 教員免許状授与権者及び採用権者に対し同教員への免許状の再交付や採用に係る裁量権を付与する必要性
  - イ 医師等の国家資格の免許状授与権者における再交付に係る裁量権の有無

### 浮島智子君（公明）

- （1） 義務標準法の一部を改正する法律案について
  - ア 学級編成の標準の引下げが実現した背景及び小学校高学年への教科担任制の導入等の今後の課題
  - イ 教育職員免許法の抜本的改革に向けた検討の方向性
  - ウ 本法律案附則第 3 条（検討規定）における「実証的な研究」を効果的に活用する必要性
  - エ 子供たちを育む学校教育の実現に向け文部科学省と財務省が協働する必要性
- （2） 「与党わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチーム」に対する萩生田文部科学大臣の期待及びわいせつ教員から子供たちを守ることへの決意